

独立行政法人大学評価・学位授与機構職員懲戒規則

平成16年4月1日
規則第61号

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号。以下「就業規則」という。）第44条の規定に基づき、職員の懲戒の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒の手続き)

第2条 機構長は、懲戒を受けるべき者に対し別に定める懲戒処分書を交付して行う。
2 機構長は、懲戒の対象となる者に対し、書面又は口頭により弁明する機会を与える。
3 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を職員に交付したときに発生する。
4 前項の文書の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法（明治29年法律第89号）第97条の2第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合には、民法第97条の2第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに懲戒処分書の交付があったものとみなす。

(教員の懲戒)

第3条 前条の規定にかかわらず、教員の懲戒手続きについては、独立行政法人大学評価・学位授与機構教員の就業に関する規則（平成16年規則第39号）第8条の定めるところによる。

(減給の方法)

第4条 就業規則第45条第1項第2号に定める減給は、その効力発生の日の直後の給与の支給日（効力発生の日と給与の支給日とが同日の場合は、次の給与の支給日）に減給分を差し引くこととする。
2 減給する額の総額が、給与の支給日に支給される給与の総額の10分の1を超える場合は、その超える額については翌月以降の給与の支給日に減給する。
3 減給を行う給与の支給日前に退職等した場合には、その退職等をもって減給を打ち切るものとする。

(期間の計算)

第5条 就業規則第45条第1項第3号に規定する出勤停止及び同条第1項第4号に規定する停職の期間の計算は、暦日計算による。
2 前項の期間の計算は、処分の効力発生日を算入せず、その翌日から起算する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(施行日以前の懲戒)

第2条 機構長は、独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成15年法律第114号）附則第3号の適用を受ける職員（以下「承継職員」という。）について、この規則施行日以前における承継職員の行為が、就業規則第44条に定める懲戒の事由に該当する場合は、当該行為に対して同規則第45条に定める区分に応じた懲戒に処することができる。